

令和 6 年 4 月 18 日
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部整備課
大臣官房公共事業調査室
港湾局技術企画課
航空局航空ネットワーク部空港技術課

公共工事の施工体制の点検結果を公表します！

～令和 5 年度公共工事の施工体制の全国一斉点検の結果～

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、国土交通省直轄工事を対象に「公共工事の施工体制の全国一斉点検」を実施した結果、多くの工事において適切な施工体制が確保されていることが分かりましたのでお知らせします。

1. 背景

公共工事を適切に実施するためには、点検等を通じて施工体制を適正なものとするのが重要であることから、国土交通省では平成 14 年度から毎年直轄工事を対象に「公共工事の施工体制の全国一斉点検」を実施しており、令和 5 年度も 10 月から 12 月に稼働している 550 件の直轄工事を対象に実施しました。

2. 点検結果の概要

概要は、別紙の通りです。

○点検（１）主任技術者・監理技術者に関する点検

監理技術者・主任技術者の専任配置について、全て適切に配置されていることを確認しました。また、建設業法改正に伴い令和 2 年度から技士補の配置に関しても、適切に配置されていることを確認しました。

○点検（２）下請負人との契約や支払いに関する点検

点検した全ての工事において、元請負人が建設業許可を受けている適切な下請負人と契約していることを確認しました。一方で、下請との工事契約内容で指摘事項が見られました。

○点検（３）施工体制台帳に関する点検

点検した全ての工事において、施工体制台帳が作成されていることが確認できました。一方で、施工体制台帳に記載すべき内容の未記入により不備となった工事があり、改善を行っています。

○点検（４）下請負人への点検

下請負人の主任技術者資格については、点検した全ての工事において、適正に配置されていることを確認しました。また、元請負人と下請負人との資機材の取引については、点検した全ての工事において適正に取引されていることを確認しました。

<問合せ先>

大臣官房技術調査課	工事監視官	荒井 幸雄
TEL (03)5253-8111 (内線 22306)	直通 (03)5253-8221	
大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室	課長補佐	七枝 宏一
TEL (03)5253-8111 (内線 23414)	直通 (03)5253-8239	
大臣官房公共事業調査室	課長補佐	佐藤 嘉哉
TEL (03)5253-8111 (内線 24294)	直通 (03)5253-8258	
港湾局技術企画課	課長補佐	釘田 裕樹
TEL (03)5253-8111 (内線 46522)	直通 (03)5253-8905	
航空局航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐	坂本 渉
TEL (03)5253-8111 (内線 49502)	直通 (03)5253-8725	

一点検結果の概要

1. 今年度の点検結果

〔1〕点検結果の総括

- 全体で 550 件の工事を点検（調査発出時点での稼働中工事 7,745 件の約 7.1%）。（R4：全体で 561 件の工事（10月1日時点での稼働中工事 7,083 件の約 7.9%））
このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は点検時に現場施工をしている全工事 16 件で点検を実施。また、重点的な監督業務を実施する工事についても優先的に点検を実施し、1 件で点検を実施。（低入札工事と重点的な監督業務を実施する工事の合計が点検件数 550 件の約 3.1%）
- 点検を実施した結果は概ね良好であったが、建設業法違反に該当する工事のべ 2 件あった。（以下、建設業法違反に関する点検項目。）
- 施工体制台帳の記載事項のうち下請負人に関する事項について、「下請契約の締結年月日」が記載されていなかった。
- 「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されているが、施工体系図が進行中の工事に合っていない（変更されていない）内容であった。
- 違反があったのべ 2 件の工事については、受注者に改善指示を実施し適切に処理している。

〔2〕点検項目別の点検概要

① 点検（1）主任技術者・監理技術者に関する点検

- 監理技術者資格者証の提示、JV の場合の配置技術者の資格要件など監理技術者や主任技術者、専門技術者の設置において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は該当がなかった。

② 点検（2）下請負人との契約や支払いに関する点検

- 下請負人の建設業許可においては、点検した全ての対象工事で適正であった。
- 当初契約時での下請契約に関する点検においては、指導事項が 37 件あった。
このうち、指導事項があった点検項目は、「一部の下請契約で契約書等に契約工種、工事数量が記載されているが、建設機械費又は材料費が含まれているかどうか明記されていない」工事が 32 件、「一部の下請契約で契約書等に建設機械費又は材料費が含まれているか否かが明記されているが、契約工種、工事数量が明記されていない部分がある」工事が 1 件、「全て又は一部の下請契約で契約工種・工事数量が明記されていない部分があり、機械費や材料費が含まれているか否かも明記されていない」工事が 4 件あった。
- 変更契約時での下請契約に関する点検においても、「追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書が確認できない」工事が 5 件あった。
- 下請代金の適切な支払いについては、概ね下請契約書に請負代金の支払い方法が記載され、その内訳が労務費相当分を現金払いとし、残りが手形期間 120 日以内となっていたが、一部の工事（4 件）で指導事項に該当する不備があった。
- 一括下請負（丸投げ）の禁止については、点検した全ての工事で元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できた。

③ 点検（３）施工体制台帳に関する点検

- 施工体制台帳に記載すべき内容のうち下請負人に関する記載事項の「下請契約の締結年月日」が記載されていないことによる建設業法違反の工事が1件あった。
- 上記の建設業法違反の工事は受注者に改善指示を実施し適切に処理している。

④ 点検（４）下請負人への点検

- 下請負人の主任技術者の資格では、点検した全ての工事で適正な資格を保有した技術者が専任されていることが確認できた。
- 特定専門工事の主任技術者の配置では、点検した全ての工事で適正な資格を保有した技術者が専任されていることが確認できた。
- 下請負人の主任技術者の専任では、下請負人が把握されている全ての工事で主任技術者を専任していることが確認できた。
- 請負契約の締結では、下請負人が把握されている全ての工事で注文者が自己の取引上地位を不当に利用していないことが確認できた。
- 資機材の取引に関する契約においても、建設業法違反に該当する工事はなかった。

〔３〕継続的な改善がある調査項目

① 監理技術者資格者証及び修了証

監理技術者資格者証の点検については、令和元年度の建設業法改正により新たに技士補の配置制度が創設されたことを受け、技士補の確認も行った。今年度の点検では、技士補が専任されている工事が1件あった。不在で確認することができなかった2件を除き、点検した全ての工事で資格の携行が確認できた。

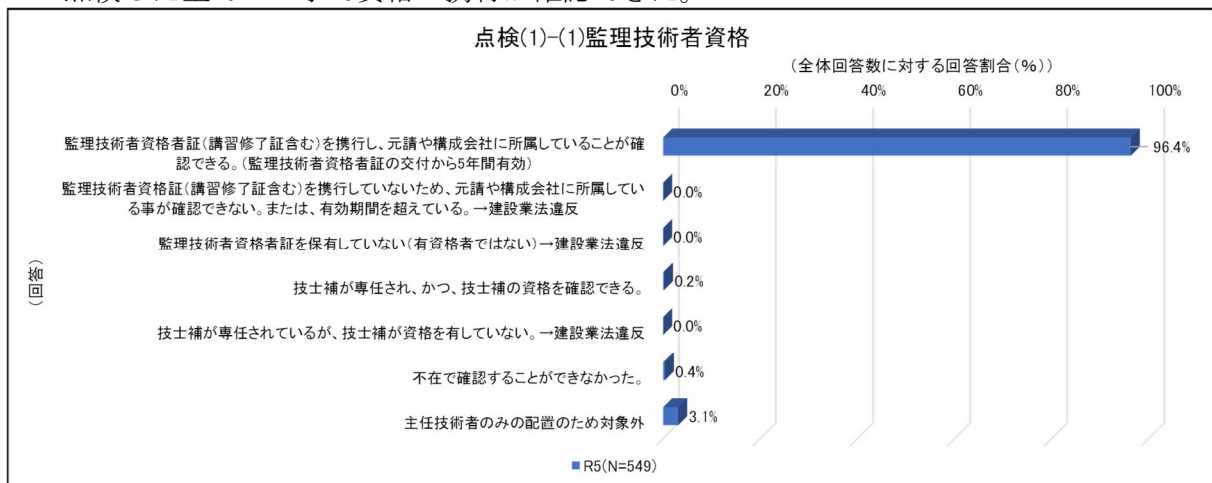


図1 監理技術者資格及び技士補の資格に関する点検結果

② 下請負人の建設業許可

下請負人の建設業許可については、点検した全ての工事で建設業許可が適切であることが確認できた。

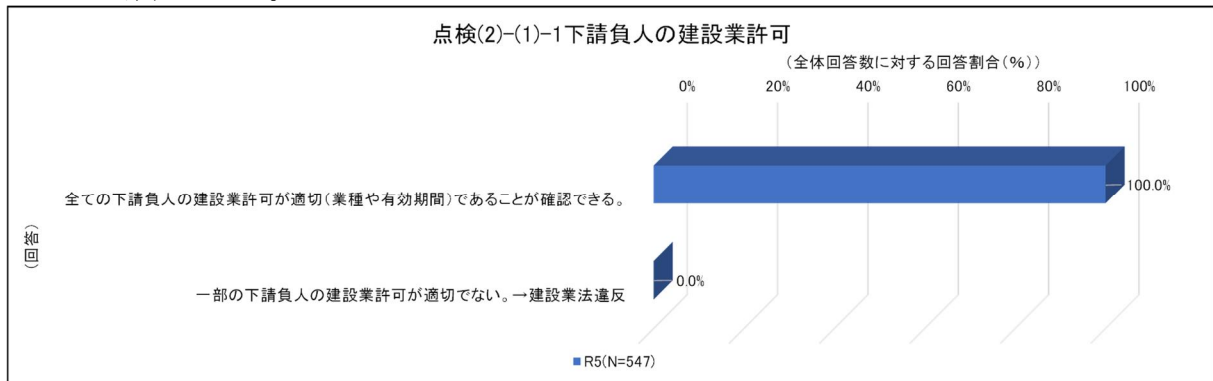


図2 下請負人の建設業許可に関する点検結果

③ 施工体制台帳の作成

施工体制台帳については、点検した全ての工事で作成されていることが確認された。

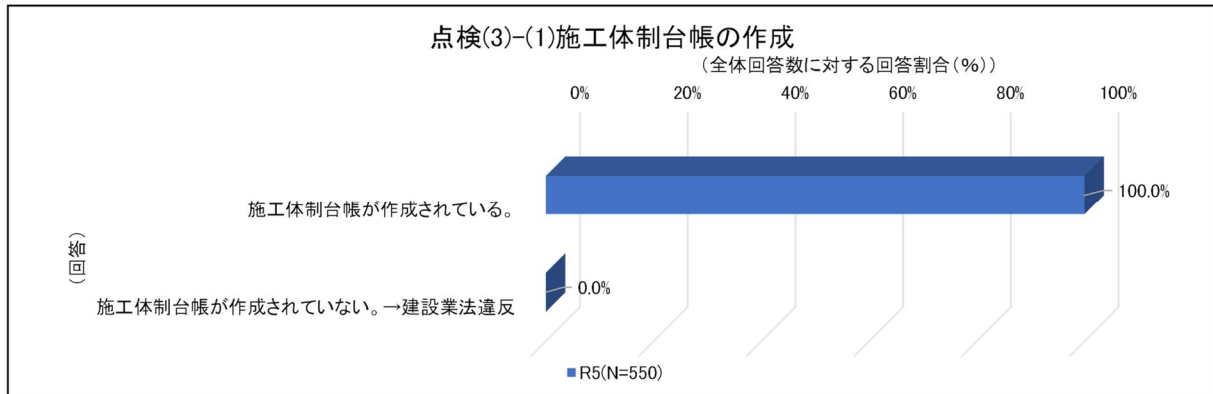


図3 施工体制台帳の作成に関する点検結果

④ 下請負人の主任技術者の資格

下請負人の主任技術者の資格については、建設業法違反に該当する工事はなかった。

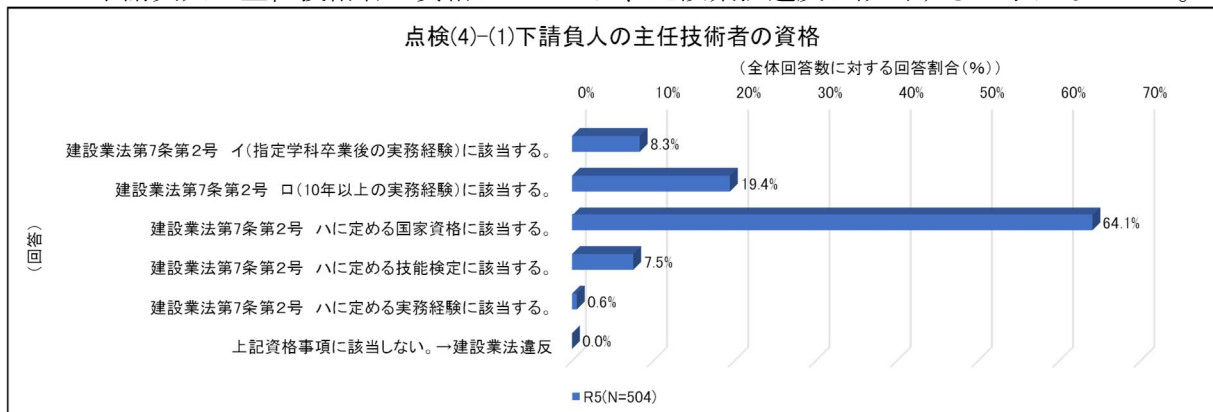


図4 下請負人の主任技術者の資格に関する点検結果

2. 下請負人との契約や施工体制台帳の備え付けに関する点検結果

① 明確な工事内容での下請契約

改善すべき事項のあった工事において特に多かったのが、「建設機械費の不明記」の22件で、次いで「材料費の不明記」9件、「工事数量の不明記」9件であった。

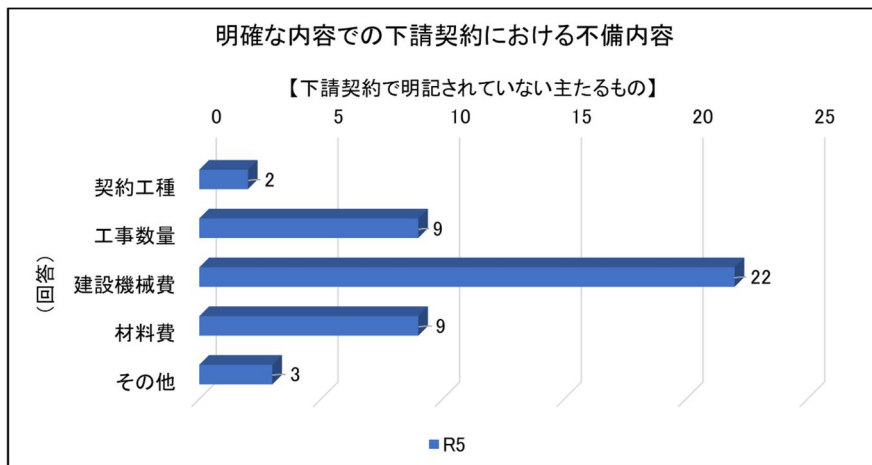
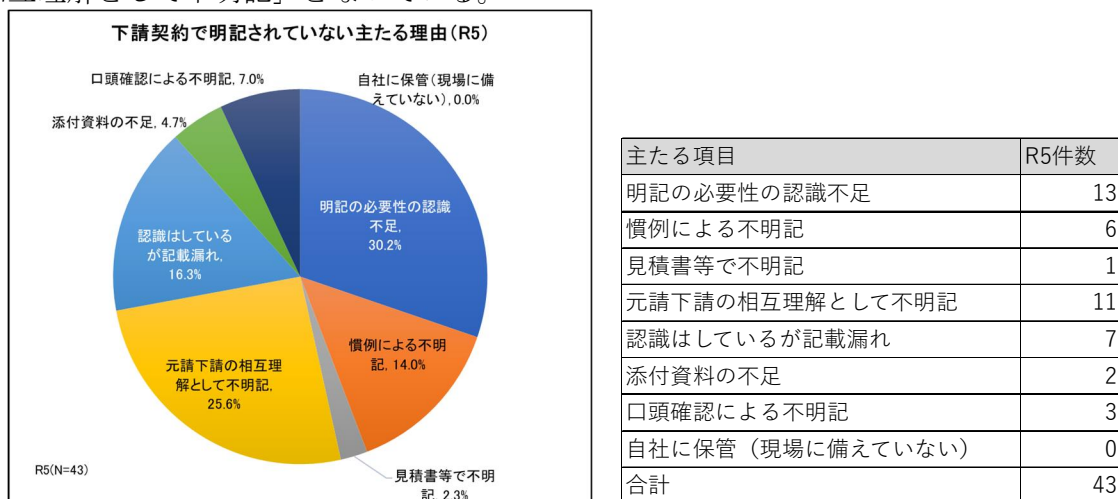


図5 明確な工事内容での下請契約における不備内容

これら不備の主な理由は「明記の必要性の認識不足」が最も多く、次いで「元請下請の相互理解として不明記」となっている。



主たる項目	R5件数
明記の必要性の認識不足	13
慣例による不明記	6
見積書等で不明記	1
元請下請の相互理解として不明記	11
認識はしているが記載漏れ	7
添付資料の不足	2
口頭確認による不明記	3
自社に保管(現場に備えていない)	0
合計	43

図6 明確な工事内容での下請契約における不備の理由

② 施工体制台帳の備え付け

施工体制台帳に関する備え付け不備内容としては、「施工体制台帳の記載不足」で1件の不備があった。

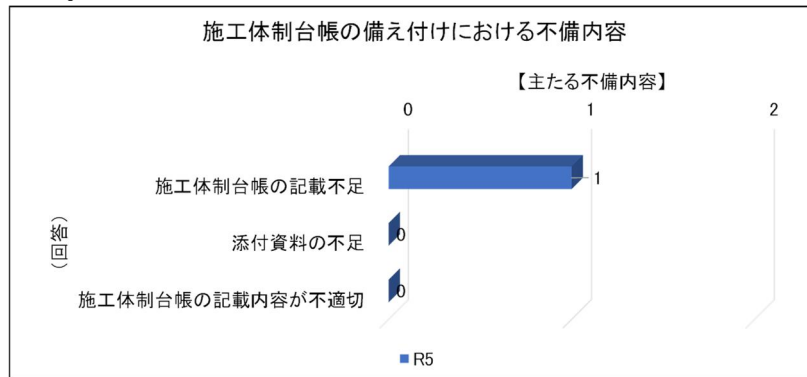


図7 施工体制台帳の備え付け不備内容

不備が生じた主な理由としては、「必要性は認識しているが、整理不足」となっていた。

③ 請負代金の適切な支払い

点検件数(546件)のうち、一部の工事では不備があった。主たる不備内容としては、「下請代金の支払い方法や期間の記載なし」が1件、「労務費相当分が現金払いではない」が4件であった。

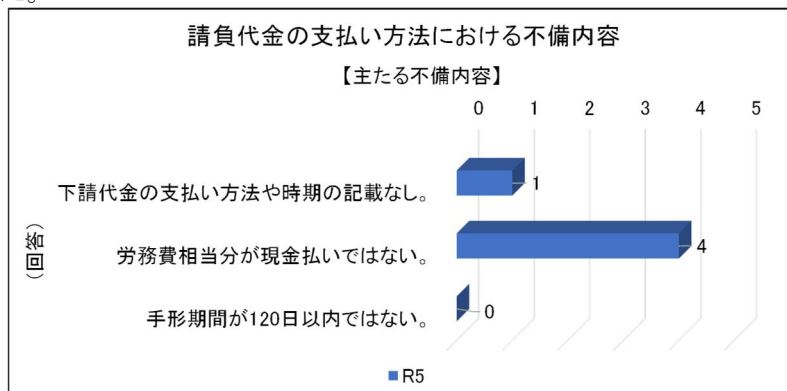


図8 請負代金の支払い方法における不備内容

これらの不備が生じた主な理由としては、全て「社内規定が不適切」の回答であった。

参考資料

令和5年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について (参考資料)

1. 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

2. 国土交通省直轄工事における実施方法

〈1〉点検期間

令和5年10月から12月を全国一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

〈2〉対象工事

請負金額が4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）以上の工事。なお、平成28年6月1日から令和4年12月31日に契約した工事では、請負金額が3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）以上の工事、平成28年5月31日以前に契約した工事では、請負金額が2,500万円（建築一式工事においては5,000万円）以上で稼働中の工事

特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という。）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

計			550件（稼働中工事7,745件の約7.1%）
内 訳	一般工事		533件（点検件数550件の約96.9%）
	低入札 工事等	低入札工事	16件（点検件数550件の約2.9%）
		それに準じて重点的な監督業務を実施する工事	1件（点検件数550件の約0.2%）

〈3〉点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の資格及び配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負金額が4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）以上の工事。なお、平成28年6月1日から令和4年12月31日に契約した工事では、請負金額が3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）以上の工事、平成28年5月31日以前に契約した工事では、請負金額が2,500万円（建築一式工事においては5,000万円）以上の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

さらに、令和2年度からは令和元年度における建設業法の改正に伴い、技士補の創設や専門工事に関する事項についてなどの点検項目を追加し、実施要領及び調査要領を大幅に見直したことから、今年度も昨年同様に実施しました。

点検項目

点検（１）

1. 監理技術者等の配置に関する点検

[1]元請の監理技術者資格（建設業法第26条第3, 5, 6項）

[2]「元請がJVの場合の幹事会社以外の配置技術者」の資格

（建設業法第7条第2項）

[3]「元請がJVの場合の幹事会社以外の主任技術者または監理技術者」の専任

（建設業法第26条第2, 3項）

[4]専門技術者の設置（建設業法第26条第2項）

点検（２）

2. 下請契約に関する点検

[1]下請負人の建設業許可（建設業法第3条）

[2]下請契約（当初契約及び変更契約）（建設業法第18,19,20条）

[3]下請代金の適切な支払い（建設業法第19条の1、関係通達）

[4]一括下請負（丸投げ）の禁止（建設業法第22条）

点検（３）

3. 施工体制台帳の備え付けに関する点検

[1]施工体制の的確な把握（建設業法第24条の8、施行規則第14条の2）

[2]施工体制台帳の作成範囲（建設業法第24条の8）

[3]施工体制台帳の記載内容と添付書類

（建設業法第24条の8、施行規則第14条の2）

[4]施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加

（建設業法第24条の8）

[5]再下請通知書（建設業法第24条の8）

[6]施工体系図の掲示（建設業法第24条の8、施行規則14条の6、入契法第15条）

[7]建設業許可票の掲示（建設業法第40条）

点検（４）

4. 下請負人の点検

[1]下請負人の主任技術者の資格（建設業法第7条第2項）

[2]下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事）

（建設業法第26条の3第、建設業法第30条）

[3]下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事以外）（建設業法第26条第3項）

[4]取引の適正化（契約）（建設業法第18条、建設業法第19条の3）

[5]取引の適正化（資機材）（建設業法第19条の4）

〈４〉点検方法

点検は、独立性を保持する観点から原則として工事監督職員以外（営繕工事においては、事務所の課長以上とした）により実施しました。点検にあたっては、主任監督員の立会のもとで、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、受注者に関係資料の提示等を求めています。

3. 国土交通省直轄工事の点検結果

点検（1）

《1》監理技術者等の配置に関する点検

本点検項目について、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は0件でした。点検した549件のうち、主任技術者のみの配置のため対象外の工事が17件（3.1%）でした。

それ以外の工事は、全て適正に監理技術者資格者証、技士補の資格証を携行し、元請などに所属していることが確認できました。

《2》「元請がJVの場合の幹事会社以外の配置技術者」の資格

本点検項目について、建設業法の違反は該当がなく、点検した全ての工事で適正な技術者が配置されていることが確認できました。

《3》「元請がJVの場合の幹事会社以外の主任技術者または監理技術者」の専任

本点検項目について、建設業法の違反は該当がなく、点検した全ての工事で適正な技術者が専任されていることが確認できました。

《4》専門技術者の設置

本点検項目について、建設業法の違反は該当がありませんでした。

点検（2）

《1》下請負人の建設業許可

本点検項目について、点検した全ての工事で建設業許可が適切であることが確認できました。

《2》下請契約（当初契約及び変更契約）

本点検項目は、令和2年度に見直し、当初契約に加えて、変更契約内容についても点検を実施しています。

明確な工事内容での下請契約（当初契約）については、点検した548件のうち505件（92.0%）が契約書等に、契約工種・工事数量が記載され、建設機械費及び材料費が含まれていることが確認できました。一方で、下請との契約書等に不備が見られる工事が37件（6.8%）でした。

変更契約に関する下請との契約については、対象となる305件のうち5件（1.6%）が「追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できない」に該当しました。

また、下請契約で明記されていない主たるものについては、「建設機械費（48.8%）」、「材料費（20.0%）」、「工事数量（20.0%）」で9割近くを占めました。

明記されていない主たる理由としては、「明記の必要性の認識不足（30.2%）」、「元請下請の相互理解として不明記（25.6%）」、「認識はしているが記載漏れ（16.3%）」、「慣例による不明記（14.0%）」で8割強を占めました。

《3》下請代金の適切な支払い

本点検項目について、点検した546件のうち4件（0.7%）が「一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載されているが、その内訳が労務費相当分を現金払いとしていない、または、期間が120日以内となっていない」となっていました。

下請代金の支払い方法の記載内容不備の主な理由については、「社内規定が不適切（100%）」でした。

《4》一括下請負（丸投げ）の禁止

本点検項目について、点検した全ての工事で、元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できました。

点検（3）

《1》施工体制の的確な把握

本点検項目について、点検した全ての工事で施工体制台帳が作成されていることが確認できました。

《2》施工体制台帳の作成範囲

本点検項目について、点検した全ての工事で施工体制台帳の作成範囲に問題がないことが確認できました。

《3》施工体制台帳の記載内容と添付書類

本点検項目について、施工台帳に記載すべき内容の下請人に関する事項のうち「下請契約の締結年月日」が記載されていない不備による建設業違反の工事が1件ありました。なお、発注者の指示のもと、早急に改善がされたことが確認できました。

《4》施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加

本点検項目については、令和元年度の建設業法の改正に伴い、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追記が必要となりました。追加記載事項について、点検した全ての工事で適正な記載がなされていることが確認できました。

《5》再下請通知書

本点検項目について、点検した全ての工事で再下請通知書の内容が確認できました。

《6》施工体系図の掲示

本点検項目について、「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されているが、施工体系図が進行中の工事に合っていない（変更されていない）ことでの不備による建設業法違反の工事が1件ありました。なお、発注者の指示のもと、早急に改善がされたことが確認できました。

《7》建設業許可票の掲示

本点検項目について、点検した全ての工事で「発注者から直接請け負った工事であり、元請負人の建設業許可の掲示」が確認できました。

点検（4）

《1》下請負人の主任技術者の資格

本点検項目について、点検した全ての工事で主任技術者の資格を有していることが確認できました。

《2》下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事）

本点検項目について、点検した全ての工事で主任技術者の資格を有していることが確認できました。

《3》下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事以外）

本点検項目について、対象となる工事（294件）の99.0%が下請負人の主任技術者の専任について「専任すべき工事で、専任している」ことが確認できました。残り1.0%の工事では、「元請負人の主任または監理技術者が、”承知している不在”での未確認」となっていました。

《4》取引の適正化（契約）

本点検項目について、点検した 513 件の工事の 98.4%が「工事に使用する資材または機械器具を指定され購入されることはなかった」ことが確認できました。残り 1.6%の工事では、「(契約について) 把握していない」の回答となっていました。

《5》取引の適正化（資機材）

本点検項目について、点検した 512 件の工事の 98.8%が「工事に使用する資材または機械器具を指定され購入させられることはなかった」ことが確認できました。

また、点検した 509 件の工事の 98.8%が「工事に使用する資材または機械器具を指定され購入させられることはなかった」ことが確認できました。

なお、いずれの場合も、残りの工事では「(使用資材の購入について) わからない」という回答となっていました。

点検（1）集計結果

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	本省	
(1) 監理技術者資格者証及び印字証	監理技術者資格者証（講習修了証含む）を携行し、元請や構成会社に所属していることが確認できる。（監理技術者資格者証の交付から5年間有効）	1		529	65	34	90	35	74	63	31	29	91	9	4	3	1	
	監理技術者資格者証（講習修了証含む）を携行していないため、元請や構成会社に所属している事が確認できない。または、有効期限を過ぎている。→建設業法違反	2	指導一通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監理技術者資格者証を保有していない（有資格者ではない）→建設業法違反	3	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	技士補が専任され、かつ、技士補の資格を確認できる。	4		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	技士補が専任されているが、技士補が資格を有していない。→建設業法違反	5	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不在で確認することができなかった。	6		2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主任技術者のみの配置のため対象外	7	対象外	17	0	3	2	1	0	2	3	0	2	0	2	2	0	0
	549			549	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	
(2) 元請個人入りの場合で幹事会社以外の監理技術者の資格	建設業法第7条 第2号 イ（指定学科卒業後の実務経験）に該当する者	1		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建設業法第7条 第2号 ロ（10年以上の実務経験）に該当する者	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建設業法第7条 第2号 ハに定める国家資格に該当する者	3		18	6	2	5	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	
	建設業法第7条 第2号 ハに定める技能検定に該当する者	4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建設業法第7条 第2号 ハに定める実務経験に該当する者	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無資格（上記1～5に該当しない）→建設業法違反	6	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20			20	8	2	5	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	
(3) 監理技術者（技士補）または主任技術者の専任	主任技術者及び監理技術者を専任すべき工事で、従前適のどちらかを専任している	1		22	8	1	5	0	0	2	1	0	4	1	0	0	0	
	主任技術者及び監理技術者を専任すべき工事で専任していない場合→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	監理技術者を専任すべき工事で、監理技術者または技士補の資格を有する技術者が適正に配置されている。監理技術者専任すべき工事で、監理技術者または技士補の資格を有しない技術者が配置されている。→建設業法違反	3		2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特別な理由により不在の場合（※1）	4	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非専任（兼任）で良い場合（※2）	5		2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	26			26	8	2	7	0	1	2	1	0	4	1	0	0		
(4) 専門技術者の配置	元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事に係る主任技術者の資格を有しているため、その者が専門技術者も兼ねている。	1		45	0	5	10	1	4	7	3	3	10	1	1	0	0	
	元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者ととは別に、同じ会社の中でその専門工事に係る主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置している。	2		6	1	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
	その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けしている。	3		120	20	8	22	7	13	13	7	4	18	2	3	2	1	
	上記1～3のどれにも当てはまらない。→建設業法違反	4	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	専門工事が含まれていない。（対象外）	5	対象外	317	32	21	41	22	54	45	20	19	54	5	2	2	0	
	488			488	53	34	75	30	71	65	30	26	85	8	6	4	1	

点検（２）集計結果

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空	大阪航空	本省	合計	
(1) 下請負人の建設業許可	全ての下請負人の建設業許可が適切（業種や有効期限）であることが確認できる。	1		547	66	37	92	37	75	65	33	29	92	9	6	5	1	547	
	一部の下請負人の建設業許可が適切でない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		547		547	66	37	92	37	75	65	33	29	92	9	6	5	1	547	
(2) 追加工事内容での下請契約（指図書）	全ての下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載され、建設機械費及び材料費が含まれているか確認されていることが確認できる。	1		505	60	34	86	34	73	54	30	27	86	9	6	5	1	505	
	一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載されているが、建設機械費又は材料費が含まれているかどうか確認されていない。	2	指図書等	32	5	1	4	3	2	9	3	0	5	0	0	0	0	32	
	一部の下請契約で契約書等に、建設機械費又は材料費が含まれているか確認されているが、契約工種、工事数量が記載されていない（一式契約の工種が含まれる）部分がある。	3	指図書等	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	全て又は一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載されていない（一式契約の工種がある）部分があり、機械費又は材料費が含まれているか確認されていない。	4	指図書等	4	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	対象外（注文書が建設機械及び材料を支給していないため。）	5	対象外	6	1	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	6
		548		548	66	37	92	37	75	65	34	29	92	9	6	5	1	548	
(2) 追加工事内容での下請契約（指図書）	追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できる。	1		300	37	23	51	20	49	34	21	14	39	6	3	2	1	300	
	追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できない。	2	指図書等	5	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	5	
	対象外（追加工事や内容変更に該当しない）	3	対象外	212	23	12	31	15	25	31	11	13	44	2	2	3	0	212	
		517		517	61	35	83	35	74	65	33	27	84	9	5	5	1	517	
下請契約で明記されていない点	契約工種	1		2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
	工事数量	2		9	0	0	4	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	9	
	建設機械費	3		22	5	0	0	3	1	6	3	1	3	0	0	0	0	22	
	材料費	4		9	0	1	3	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	9	
	その他	5		3	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
		46		45	6	1	8	3	2	11	4	1	8	1	0	0	0	45	
明記されていない理由	明記の必要性の認識不足	1		13	0	0	2	0	0	5	2	1	3	0	0	0	0	13	
	慣例による不明記	2		6	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	6	
	見積書等で不明記	3		2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	元請下請の相互理解として不明記	4		11	4	1	0	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0	11	
	認識はしているが記載漏れ	5		7	2	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	
	添付資料の不足	6		2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	口頭確認による不明記	7		3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	
	自社に保管（現地に備えていない）	8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		43		43	6	1	8	3	2	11	4	1	6	1	0	0	0	43	
(3) 下請代金の支払方法	全ての下請契約で、請負代金の支払い方法が記載され、その内訳が労務費相当分を現金払いとし、残りが手形期間120日以内となっている。	1		542	66	37	91	37	73	64	33	29	91	9	6	5	1	542	
	一部または、全ての下請契約で、請負代金の支払い方法が記載されているが、その内訳が労務費相当分を現金払いとしていない、または、手形期間が120日以内となっていない。	2	指図書等	4	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	
	一部または、全ての下請契約で、請負代金の支払い方法や時期が記載されていない。	3	指図書等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		546		546	66	37	92	37	75	65	33	29	91	9	6	5	1	546	
下請代金の支払い内容の記載内容	下請代金の支払い方法や時期の記載なし。	1		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	労務費相当分が現金払いではない。	2		4	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	
	手形期間が120日以内ではない。	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5		5	0	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	5	
下請代金の支払い内容の記載内容不備の理由	認識不足	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	社内規定が不適切	2		3	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
		3		3	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
(4) 元請・下請けの保証（元請への保証金/元請への保証）	元請または下請けが果たすべき役割が果たされていることが確認できる。（施工計画の作成、工程・品質・安全管理等や技術的指導を実施しているか否か）	1		546	66	37	92	37	75	65	32	29	92	9	6	5	1	546	
	元請または下請けが果たすべき役割が果たされていないことが確認できない。（実質的な担当が確認できない）→建設業法違反の恐れがあり下請けへの確認を実施する等、適切な対応をする	2	違反の恐れあり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		546		546	66	37	92	37	75	65	32	29	92	9	6	5	1	546	

点検（3）集計結果①

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	本省	合計	
(1) 施工体制台帳の作成	施工体制台帳が作成されている。	1		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	施工体制台帳が作成されていない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	550			550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
(2) 施工体制台帳の作成科目	全ての下請負人の施工体制台帳が記載されている。	1		548	66	37	92	37	75	65	34	29	92	9	6	5	1	548	
	建設業法で求められている。一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仕様書等により求められている。一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
548			548	66	37	92	37	75	65	34	29	92	9	6	5	1	548		
(3) 施工台帳に 記載すべき 内容	建設業法第9条の2 完全での開示	○		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	550			550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	社会保険の加入状況	○		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	550			550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	建設工事の名称・内容・工期	○		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	550			550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	発注者との契約内容 (発注者の名称、契約年月日等)	○		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	550			550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	発注者が置く監理員の氏名等	○		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	550			550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	元請業者が置く現場代理人の氏名等	○		549	66	36	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	549	
	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	549			549	66	36	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	549	
	監督技術者の氏名、職務内容、専任・非常任の別	○		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	550			550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	建設工事監督者の氏名、職階、生年月日、年齢、職業 状態、保険、登録番号、抄照しへん、免許・資格、免許・ 入道・専任年月日（作業員名簿）	○		503	64	36	78	35	75	61	29	24	81	8	6	5	1	503	
	上記での建設業法違反	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	503			503	64	36	78	35	75	61	29	24	81	8	6	5	1	503	
外国人技能実習生・外国人建設就労者・一斉付添付 外国人の受入状況	○		95	6	3	17	6	16	16	2	8	19	0	1	0	1	95		
×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
95			95	6	3	17	6	16	16	2	8	19	0	1	0	1	95		
下請負人に 関する事項	建設業法第9条の2 申請付録に施工事に係る詳細記録	○		547	66	37	91	37	75	65	34	29	93	9	6	4	1	547	
	×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	548			548	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	4	1	548	
社会保険の加入状況	○		549	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	549		
×	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
549			549	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	549		

点検（3）集計結果②

点検項目		回答内容		回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	本省	合計
元請負人に 関する事項	下請発注した工事の名称・内容・工期	○		549		66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	549	
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			549		549	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	549	
	下請発注の発注年月日	○		548	66	37	91	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	548		
		×	通知	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			549		549	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	549	
	認識代理人の氏名等	○		454	53	28	73	32	65	54	29	27	78	6	3	5	1	454		
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			454		454	53	28	73	32	65	54	29	78	6	3	5	1	454		
	主任技術者の氏名、資格名称、専任・非常任の別	○		548	66	37	91	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	548		
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			549		549	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	549	
外国人技能実習生・外国人建設就労者・一斉付帯技能 外国人の定率の状況	○		258	26	11	51	15	46	35	14	15	42	1	0	1	1	258			
	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		258		258	26	11	51	15	46	35	14	15	42	1	0	1	258			
施工台帳に 添付すべき 書類	発注者との契約書の写し	○		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550		
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			550		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550	
	下請発注者又は発注者との間で締結した契約書の写し（注 文・請書及び発注者承認文は初版等の写し）	○		549	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	549		
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			549		549	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	6	5	1	549	
	元請負人の認識技術者が主任技術者資格を有すること を証明する書面（認識技術者の主任技術者となる工事の工事 名、認識技術者資格名称の写しに添付）	○		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548		
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			548		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548	
	専門技術者又は専任した場合は、その者の資格を証明 できるものか写し（国家資格の技術検定合格証明書 等の写し）	○		130	14	12	21	7	14	18	9	8	22	1	1	2	1	130		
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			130		130	14	12	21	7	14	18	9	8	22	1	1	2	1	130	
主任技術者の専門技術者証明できるものか写し（登録 保証書の写し）	○		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550			
	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		550		550	66	37	92	37	75	65	34	29	93	9	7	5	1	550		
施工体制台帳の備え付け不備内容	施工体制台帳の記載不足	1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	添付資料の不足	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施工体制台帳の記載内容が不適切	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
備え付け不備理由	必要性は認識しているが、整理不足	1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	必要性を認識していない	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

点検（3）集計結果③

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	本省	合計	
(4)	氏名、生年月日及び性別	○		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548	
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			548		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548
	職種・社会保険の加入状況	○		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548	
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			548		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548
	中規模又は建設業への加入の有無	○		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548	
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			548		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548
	安全衛生に関する取組を記している場合は、その内容	○		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548	
		×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			548		548	66	37	92	37	75	65	33	29	93	9	6	5	1	548
国内工事に係る労働者派遣又は技術者派遣に関する事項 （工事に従事する者が希望しない場合は、記載を要しない）	○		546	66	37	92	37	75	65	31	29	93	9	6	5	1	546		
	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		546		546	66	37	92	37	75	65	31	29	93	9	6	5	1	546	
外国人技能実習生・外国人建設就労者・一号指定技能 外国人の従事状況	○		242	31	11	49	13	47	28	10	15	34	2	0	1	1	242		
	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		242		242	31	11	49	13	47	28	10	15	34	2	0	1	1	242	
低賃金労働者等採用する者について、氏名及び採用理由	○		45	6	2	6	2	5	7	2	3	8	2	1	0	1	45		
	×	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		45		45	6	2	6	2	5	7	2	3	8	2	1	0	1	45	
(5) 再下請発注回数及び内容	上記参考①～⑤まで全ての事項が確認できる。	1		459	61	32	82	28	67	55	27	26	67	6	5	2	1	459	
	上記参考①～⑤のうち、どれかひとつでも書類に不備または提出されていない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		459		459	61	32	82	28	67	55	27	26	67	6	5	2	1	459	
不備があった主な事項	①自社に関する事項	①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	②自社が注文者と締結した請負契約に関する事項	②		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	③自社が再下請負人と締結した請負契約に関する事項	③		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	④社会保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	④		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑤外国人建設就労者の従事状況	⑤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(6) 施工体系等の明示	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されている。	1		545	66	37	91	37	75	64	33	29	92	9	7	4	1	545	
	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されていないが、施工体系図が進行中の工事に合っていない（変更されていない）内容であった。→建設業法違反	2	通知	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されていないが、施工体系図が進行中の工事に合っている（変更されている）内容であった。→建設業法違反	3	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されていない。→建設業法違反	4	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特別な事由により掲示していない。	5		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		547		547	66	37	92	37	75	65	33	29	92	9	7	4	1	547	
(7) 建設業許可等の明示状況	発注者から直接請け負った工事であり、元請負人の建設業許可の明示が確認できる。	1		548	66	37	92	37	75	65	34	29	92	9	7	4	1	548	
	発注者から直接請け負った工事であり、元請負人の一部（JV3社のうち2社など）の建設業許可の明示が確認できる。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	発注者から直接請け負った工事であるが、元請負人の建設業許可の明示が確認できない。→建設業法違反	3	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		548		548	66	37	92	37	75	65	34	29	92	9	7	4	1	548	

点検（４）集計結果

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	回答数	81_北海道	82_東北	83_関東	84_北陸	85_中部	86_近畿	87_中国	88_四国	89_九州	90_沖縄	東京航空局	大阪航空局	本省	合計	
(1) 下請人の主任技術者の資格	建設業法第7条第2号 イ（指定学科卒業後の実務経験）に該当する。	1		42	7	3	6	0	5	5	3	5	7	0	1	0	0	42	
	建設業法第7条第2号 ロ（10年以上の実務経験）に該当する。	2		98	5	5	30	4	18	13	3	3	15	1	0	1	0	98	
	建設業法第7条第2号 ハに定める国家資格に該当する。	3		323	42	25	40	29	39	40	20	17	60	4	5	1	1	323	
	建設業法第7条第2号 ハに定める技能検定に該当する。	4		38	8	1	7	1	4	3	2	3	5	3	0	1	0	38	
	建設業法第7条第2号 ハに定める実務経験に該当する。	5		3	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
	上記資格事項に該当しない。→建設業法違反	6	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		504			504	62	34	84	35	66	62	28	28	87	8	6	3	1	504
(2) 特定専門工事の主任技術者の配置	元請人が注文者の書面による承諾を得て、下請人と書面での合意のもと、元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしている。	1		50	1	2	5	2	9	6	3	7	11	1	3	0	0	50	
	元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしているが、注文者の書面による承諾を得ていない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしているが、元請人と下請人が書面による合意をしていない。→建設業法違反	3	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けし、主任技術者を従来通り配置している。	4		87	14	3	21	5	9	10	6	3	12	1	1	2	0	87	
	その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けをおこなっているが、下請けの主任技術者が資格条件を満足していない。→建設業法違反	5	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	137			137	15	5	26	7	18	16	9	10	23	2	4	2	0	137	
(3) 下請人の主任技術者の専任	専任すべき工事で、専任している。	1		291	40	22	57	16	30	30	23	20	41	5	5	1	1	291	
	専任すべき工事で、専任していない。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	元請人の主任または監理技術者が、“承認している不在”での未確認。	3		3	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	
	元請人の主任または監理技術者が、“承認していない不在”での未確認。	4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	発注者の承のもと、複数現場での専任が認められている工事である。	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	専任すべき工事ではない（対象外）	6		199	21	11	24	17	37	30	7	6	41	2	1	2	0	199	
	493			493	40	22	58	16	31	30	23	21	41	5	5	1	1	493	
(4) 請負契約の締結	注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していない。	1		505	65	34	78	31	70	62	32	27	87	8	6	4	1	505	
	注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	把握していない。	3		8	0	0	4	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	8	
	513			513	65	34	82	31	71	62	32	28	89	8	6	4	1	513	
(5) 不当な使用資材等の購入抑制①	工事に使用する資材または機械器具を指定され購入させられることはなかった。	1		506	64	34	78	31	70	62	32	28	88	8	6	4	1	506	
	工事に使用する資材または機械器具を指定され利益を害された。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	わからない。	3		6	0	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	6	
	512			512	64	34	82	31	71	62	32	28	89	8	6	4	1	512	
不当な使用資材等の購入抑制②	工事に使用する資材等の購入先を指定され購入させられることはなかった。	1		503	64	34	77	30	69	62	32	28	88	8	6	4	1	503	
	工事に使用する資材等の購入先を指定され利益を害された。→建設業法違反	2	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	わからない。	3		6	0	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	6	
	509			509	64	34	81	30	70	62	32	28	89	8	6	4	1	509	